

〔学部共同研究会〕

深井純一著 『水俣病の政治経済学』を読む

参加者：深井純一（本学産業社会学部教授）

江川 博（京都市環境局環境保全部課長補佐，本学大学院社会学研究科院生）

後藤 直（仏教大学教育学部専任講師，同上）

小林昭朗（京都市議会議員，同上）

辻 勝次（本学産業社会学部教授）

有馬 出（本学産業社会学部3回生）

坂田光永（本学産業社会学部3回生）

司 会：リム ボン（本学産業社会学部助教授）

『水俣病の政治経済学』目次

序論 本書の問題視角

- （1）私の水俣病問題研究の契機
- （2）私の中心的な問題意識と分析視角
- （3）産業史的背景および重化学工業化政策との関連
- （4）残された課題

第1章 電源開発・電気化学工業の展開と水俣病問題

はじめに

- 第1節 流れ込み式水力発電の登場と余剰電力
- 第2節 遠距離送電と寡占体制の実現
- 第3節 宮崎県の県外送電反対運動の展開
- 第4節 戦時体制と国内外における河川総合開発の登場

第5節 戦後日本の水資源開発政策の推移

第2章 水力発電の展開と流域再編成

- 第1節 天然湖の湖面低下問題
- 第2節 流れ込み式発電の登場に伴う被害
- 第3節 高ダムの建設に伴う農業被害
- 第4節 河川漁業の一層の衰退と魚道併設・孵化放流
- 第5節 木材流送を巡る庄川事件
- 第6節 阿賀野川の筏師争議と舟筏路併設
- 第7節 河床の低下と海岸線の後退，及び堆砂現象

第3章 日室・新日室の企業展開の曲折

はじめに

- 第1節 日室の前史および草創期
- 第2節 姫川洪水による青海撒収
- 第3節 鏡工場の「暴動」と硫安暴落
- 第4節 アンモニア合成への転換と水俣・延岡の二拠点化
- 第5節 延岡・水俣における有機合成の展開
- 第6節 空襲による壊滅と戦後の再出発
- 第7節 石油化学への進出をめぐる社内対立
- 第8節 水俣・延岡の公害の前史
- 第9節 鏡工場の流転の経過

第4章 日室の朝鮮電源開発の展開

はじめに 問題視角と方法

- 第1節 朝鮮開発への着眼の契機
- 第2節 巨大ダムの建設を可能にした諸要因
- 第3節 長津江・虚川江開発と宇垣一成の役割
- 第4節 頂点としての鴨緑江開発
- 第5節 水豊発電所計画
- 第6節 水没補償の実態
- 第7節 日本からの筏夫の流入と日本式流筏への転換
- 第8節 水豊ダムにおける河川交通対策

本報告は2000年7月21日(金)に開催された2000年度第2回産業社会学部共同研究会での報告と討議内容を採録したものである。

- 第9節 農林漁業再生のための補償
- 第10節 「漫然渡航者抑制」による建設労働力の確保
- 第11節 米TVAとの比較の視点
- 第5章 水俣病問題の行政責任**
 - はじめに 問題視角と方法
 - 第1節 水俣病発生期の熊本県の開発行政
 - 第2節 前兆を察知していた県の河港・水産行政
 - 第3節 患者救済と原因究明を巡る初期の対応
 - 第4節 漁獲・販売規制を巡って
 - 第5節 県の第二期漁業汚濁調査
 - 第6章 特別立法化運動と水質二法適用を巡る攻防
 - 第7節 工場排水処理に関する対応
 - 第8章 漁業転換・転業対策の転換
- 第6章 熊本・新潟両水俣病の基盤・背景の異同**
 - はじめに
 - 第1節 チッソと昭和電工の対比
 - 第2節 水俣と鹿瀬の地域的基盤と工場史の対比
 - 第3節 水俣と新潟の被害者支援運動の相違を生み出した要因
 - 第4節 熊本・新潟両県政の対応の主体的条件の

1. 第1章から第4章までの概要

<リム> 深井純一氏の労作『水俣病の政治経済学』（勁草書房、1999年）は、“研究構想のスケール”“論証性”“資料渉獵術”等々、高度な学術研究論文に求められる必要条件のどれを取ってみても迫力に満ち溢れている。さらに、四半世紀にわたって一貫した研究テーマを探究してきた著者の“執念深さ”をまざまざと見せている。果たして本日の研究会で、私たちは著者にどこまで食い下がることが出来るのだろうか。

議論に当たっては、その焦点を「第五章 水俣病の行政責任」に据えたいが、その前に、序論から第4章までの概要を紹介する。

著者が“水俣病問題”に取り組み始めた契機

- 相違
- 第5節 両県の対応差をもたらした政府行政
- 第7章 新潟県の水俣行政 熊本県との比較**
 - はじめに
 - 第1節 新潟における水俣病の前兆と行政の対応
 - 第2節 患者発生確認直後の県衛生部の対応
 - 第3節 一連の健康・疫学調査と漁獲・摂食規制の実施
 - 第4節 水苔による発生源の究明
- 第8章 石油化学への転換対策と水俣病問題**
 - はじめに
 - 第1節 戦後のカーバイド・アセチレン化学工業の盛衰
 - 第2節 石油化学計画とカーバイド工業を巡る通算行政
 - 第3節 水俣病の発生・拡大・再発と政府・県の対応
- 資料 水俣病問題年表**
- 初出誌と主な新規執筆箇所**
- おわりに**

は、1971年に宮本憲一氏の呼びかけで、地域・自治体問題に関心を持つ関西の若手研究者たちが、関西水俣病問題研究会を結成して共同の調査活動を開始したことにあった。大学院在学時より、地域開発論とりわけ水資源開発史を研究テーマとしていた著者は、研究の支柱を“水俣病の行政責任を実証的に追究すること”に据えた。実際に、著者が収集した資料を用いた訴訟・被害者運動による行政責任追及が進むにつれて、行政当局は対策を余儀なくされていた。並行して、水俣病発生源業種である電気化学工業の産業史的背景、特に日本の水力電源開発をめぐる紛争・対立、さらには農山漁村の工業化とかかわる地域基盤の解明をめざし、水俣病問題の背後に潜む構造的な諸問題を摘出することに努めてきた。

第1章では、何故に農山村が悲劇の舞台となったのか、電気化学工業が発生源部門となった所以は何だったのかを説明している。すなわち、電気化学工業は東北・北陸を中心とする農山村に立地したが、その最大の要因は電力とともに、もう1つの主要原料であり輸送費のかかる石灰石を、安い経費で確保出来る地域を選んでいたのである。さらに、昼夜兼行で働く労働力が農山村に求められた。

第2章では、日本における水力発電の展開過程を説明すると同時に、これらがもたらす河川流域の水利秩序再編のプロセスと、鋭く利害が対立する構造を描き出している。

第3章では、主として1910年代から50年代にかけての日室・新日室の国内における企業展開の紆余曲折を詳細に追うことによって、水俣・延岡の公害前史を浮き彫りにしている。

さらに第4章では、国内での事業展開に限界を感じた日室が朝鮮や満州に開発の主力を転じ、1930年代を中心に大規模なダム開発を展開するプロセスと水没集落住民への不十分な補償の実態などを明らかにしている。

既にここまでの段階で、著者は歴史的解析手法を披露するのみならず、電力・化学工業・土木・自然地理学・鉄道・農漁業等に関し、専門家顔負けの造詣の深さを見せつけており、自身の研究力量のプレゼンテーションとしても大いなる成功を収めている。

2. 「第5章水俣病の行政責任」の概要

<小林>大学院に進学して、調査研究の論文を作成していく際に、どういう姿勢でやっていかなければならないのか考えていました。そんな折、深井先生の労作（著書）に接しました。本

当にスゴイな！と思いました。

さて、第5章第1節から第4節までの内容について言及したいと思います。第5章4節の中で、「抑止の可能性」「抑止の好機」という言葉が2回登場しました。1つは52年当時、未然防止の可能性を秘めた優れた三好調査による排出規制措置。もう1つは57年3月時点での、食品衛生法と漁業法による漁獲・販売の禁止措置です。いずれも熊本県による実行可能な行政措置が条件としてあったにもかかわらず（たとえば、後述のように静岡県では実行されていた）、県による法律の意図的な縮小解釈・歪曲などで、この問題を回避した姿がこの章で述べられています。

地方自治法によりますと、補助機関での事務職員についての規定があります。県の意向なるものが決せられる時、実態としては首長に執行権限があります。にもかかわらず、それが形式化していた。議会にも多大の権能が与えられているのに、ここでは議会の姿が見えてこない。それが客観的に明らかになっている章ではないかと思います。本来なら体制側のそういった矛盾を批判すべき野党勢力からも何の指摘もなく、むしろ足を引っ張った状態が明らかにされています。こういうことの中から、重要施策確定に至る情報公開の緊急性を痛感させられるとともに、一方で議会の活動の反省を迫られる章であったと思います。

第1節では、漁場汚濁を見過ごしてきた熊本県の開発行政について紹介しています。第2節は、水俣病の未然防止は可能であったか、という命題についての整理を行っています。第3節では、三好調査の評価、水産行政の位置と責務について、第4節では、浜名湖の中毒事件の実例が紹介されていて、それに対する静岡県の対

応が評価されています。

他方、労働組合がどういう反応をしたのか。チッソ水俣の労働組合の委員長が県会議員を兼ねていて、彼が議会で発言をしている時の問題点。長野春利県会議員に対して、著者が怒りをこめて記している文章があります。組合としてどういうことを言ったかが述べられています。

もう1つは、県の中枢の関連部長、次長がかかわった産業総合利益対策協議会の動きのところで、実態として県政を動かしていく人々の対応についてです。つまり、地方自治法上権限を持っていない部長たちの合議が実質上主導権を握っていたことが明らかにされています。もう1つは知事、副知事、議会の対応がまともではなかった。その背景には、当時の県議会における反対政党である社会党が客観的には不見識で、本来なら議会がなすべきことが出来ていないことが見えてくる状況があった点について指摘しています。

<江川>「水俣病問題の行政責任」という点については、私自身がまさに環境保全行政に関わっている者として、一步間違えれば、われわれも熊本県の対応になりかねない危険性があったと感じます。熊本県と新潟県のような対応の対比がそのことを物語っています。

優秀なリーダーがいてきちっと対応できさえすれば、新潟県のような対応が取れる問題かという点、必ずしもそうではない。私はその狭間にいる訳ではないですが、1つ間違えれば誤った対応をする危険性がある。ある面で、行政というのはそういう因子を含んでいるのです。京都市役所において私自身は、ボトムアップ機能、つまり現場の職員がどれだけの能力を持ってきちっと対応出来るかという点が、政策形成においても重要ではないかと考えながら仕事をして

います。

事務職は3～5年で仕事が変わりますが、新たな職場に配置された時、その職場が前にどういうことをしていたかを勉強しないといけない。しかし、必ずしも事務職員のすべてがどこまで専門的な知識を理解しているかどうかについては疑問が残ります。ですから、深井先生はよくここまで調べられたなと感動しました。

第5節から第8節まで。第5節では、すでにこの問題が明らかになり始め、1951～52年当時、県で漁場汚濁調査がされている。その時点で熊本県に十二分なことが出来たかどうか。公害問題の走りだったと思います。しかし、調査がなされてから意図的に5年弱の空白が作られた。51年3月から行われた第2期調査では、県の水産課の調査はまさに県議会での対応のための答弁内容作成の基礎資料として利用され、公表されていない。県の水産試験場の調査でもカキの被害状況を意図的に削除した。広域にわたって被害が出ていたことをあえて抹殺した報告になっている。同時期の養殖試験調査も、実際に被害状況が大したことではなければ、企業側の論理として発表されたと思うんですが、やってみて悲惨な状況であったことも含めて、ヤミに葬られてしまった。

第6節の「特別立法化運動と水質二法をめぐる攻防」。1958年当時、熊本県と水俣市の特別措置法立法化運動に対して、政府は同時に、水質保全法・工場排水規制法を、1958年に制定しています。この法律は1962年以降に水域指定がされるまで、何も機能を果たさなかったと思います。事実上、1971年、新たな法が出来たことで廃止されています。工場排水規制法と特別立法化運動の鎮静化と県公害防止条例制定の抑止、一次斡旋補償の回避があった。すでに

この当時、これをさかのぼること10年くらい、国の法整備がされる以前に、東京都公害防止条例が1949年に出来ています。さらに50年に大阪府事業公害防止条例、51年には神奈川県事業公害防止条例。自治体が国の法整備が行われるまで、何もしなかったかという、そうではない。

そういう先例事例があるにもかかわらず、熊本県は企業を誘致しようと努めたバックグラウンドの中で、行政と企業側との癒着のはざまの中で動きが取れなかったと思います。工業排水処理に対する対応についても、1952年、県議会で初めて特別委員会が設置された。問題がここまで大きくなると、水俣病を特別に議論する委員会が設置されてこなかったということの中で、特別委員会で工場の操業・排水停止という根本的な公害防止の方策に向けた論議が展開されたのですが、結果的には「新浄化装置が出来たから大丈夫だ」という形で、当時浄化装置は不十分なものでしかなかった中で、水銀を含む排水は継続されたということだと思えます。

被害にあった漁民への対策ですが、第4節の「漁業転換、転業対策の点検」。汚染拡大につれて困窮する漁民への対策のために、真珠養殖とか対馬のイカ釣りなどさまざまな転換対策も行われたのですが、真珠養殖で若干の成果をあげたのみで、漁民対策の成果としてはほど遠いものであった。熊本県、水俣市の対応の甘さが明らかになっていると思います。

3. 質疑応答

(1) 議会は何をしたか

<リム> およそ100頁に及ぶものを短時間で概

要だけを紹介してもらいました。討論をする前に本書の内容を再確認するという意味での位置づけです。江川さんの方から、行政の環境局で仕事をしていて、少し間違ふと今でも起こり得ることがあるかも知れないという指摘がありました。小林さんはかつて行政職員であった時期もあり、長らく草の根運動のリーダーシップを取って来られた経緯もあります。今は議員として地域政治にかかわっておられます。後藤さんは長年にわたって部落解放運動のリーダーをされてきた。その3人がいま大学で研究しておられる。いろんな経験・視点を持った方々が、第5章を読まれて何を感じられたか。何を質問したいか。批判すべき点はどこなのか。このような点についてお話しいただきます。

<小林> 私は議会人という立場から発言します。深井先生の徹底した調査・研究に基づいた客観的な究明から、当時の議会の動きが垣間見られます。そこで、議会の中でどのような動きがあったのか。とりわけ議員の動きについて聞かせて下さい。

<深井> その問題に関しては県議会の議事録が僕らの調査の手がかりですが、県議会の本会議だけは議事録を残しますが、常設の委員会は議事録を残しません。本会議は儀式ですから、議事録から僕らが鋭い対立とか紆余曲折を知ることとはほとんど不可能です。電源開発史を調べようとして岐阜や富山の県議会の議事録を見たいですが、役に立たない。

この本で文献に引用したのは、水俣病対策特別委員会の議事録です。ここでは激しいぶつかり合いがあった。長野春利さんは水俣の工場労組から出てきた社会党の県会議員です。彼が企業擁護に回った。体を張って、「チッソを攻撃することを許さない」というのです。チッソは

県を支えている最大の企業ではないかと、操業停止要求に真っ向から反対した訳です。操業停止要求をしたのは漁協なんです。漁協と企業、漁協と社会党の対抗軸で交わされた激論が議事録に残った。

では、漁協に問題解決への道を切り開いていく力があつたか。不幸にしてなかったと僕は見えています。それは漁協が持っている体質的な弱点があるからです。いま、日本の臨海の地域開発の悲惨な経過、瀬戸内海を見ても、東京湾・大阪湾・伊勢湾を見ても同じです。漁協が本気で立ち上がったらかなり防げたと思うけれども、どこも漁協は歯止めになっていない。補償金に足をすくわれるからです。沿岸漁業が衰退をたどっている。金をもらって、撤収した方がまだしも得だという判断がある。衰退する産業の代弁者だった漁協選出議員は、有効に反対できない訳です。長野さんは企業内労組の持っていた共通する体質をある意味では見事に表していると思います。

長野さんが選出される過程でチッソが本気で応援する。企業代表を出すより労組代表を出して、そこに企業の利益を担わせる。これはかつての民社党もそうですが、社会党でさえ全国でそういう役割で出てきたケースが多い。だから社会党は究極のところはいつでも与党化する弱さを持っていたと思います。とても残念です。農村・漁村に行くと一緒に共産党は議員を持っていません。共産党から議員が出てきたらどういふ動きをしたか分からない。推定としてはありうるけど、根拠がない。

議会がこの問題での監視役とか有効な歯止めにならなかつた。議会へ県民、一般の国民が自由に傍聴に行けて、本質的な議論がされるようになっていけばまだしも。鋭い議論

をする時は、本会議から外されて全員協議会の場で行われます。これを何とかしないと議会は問題解決に役立つ場たりえないと思います。

（２）行政資料をどのように公開させるか

<リム> 社会党批判も出しましたが。小林さんどうですか。

<小林> 私は66年に入党したので、この問題が起きた時のことは知らないのです。だからといって自分をセーフの場所におく訳ではないのですが、それ以降、私自身は水俣の一人芝居、砂田明さんが、京都で猫の狂い死にとか漁民の方々が亡くなっていく経過を演じられる興行のお手伝いをさせていただきました。奇遇なことに、ここで再び水俣病問題とつながったことを感慨深く思っています。

県の職員の中にも、自分の良心に基づいて本質を探る調査をやっておられた人やグループがあると思います。その一方で、企業の中にいて内部から企業を批判せざるを得なかった人々もいたと思います。僕は、そういう人々の苦しさ、重みを分かる人間の1人だと思っています。僕はかつて労働運動の中でベトナム闘争をしたことがあります。京都では米国海兵隊のワッパンを日本レースが作っていました。女子労働者たちが、これはベトナム戦争に直結しているとして闘いをされたのですが、私はそれにも関わっていません。三菱重工で韓国陸軍が使うジープの部品を作っていたのですが、その内部で頑張る人たちの闘争にも関わったことがあります。厳しい状況の中で頑張った人たちがいた。

そういう中で特に行政の人たちが、新潟県でもそうですが、自分の全存在をかけて首を覚悟でやらないと情報公開できない構造がある。その重みを理解した上で、緊急性のあるもの、重

大な課題について、どういう条件を作れば情報を内部から出しても首切りを抑えることが出来るか、というシステムを考えなければいけない。内部から情報を入手出来る行政の直接担当者の問題がある。何でも出せばいいということではないと思いますが、危険性、緊急性があれば、公開しても身分が保障されるシステムを考えていかなければと思います。そこで、情報公開の大切さについて深井先生のお考えをお聞きしたいと思います。

<深井> 逆説的な言い方をしますと、情報公開が制度化されていなかったから僕の研究は出来たと思います。熊本県の場合には、手書きで書き込んだ資料が何でもかんでも綴じ込んであったんです。情報公開制度が出来たらきれいに整えられた資料にして「どうぞ皆さん、閲覧希望者はコピー代を払って下さい」となる。これはほとんど役に立たない。新潟県も衛生部長が僕を応援してくれて、彼が在任中に作ったファイルが残っているのを閲覧することが出来た。しかしあまり役に立たない。

役に立つのは、私文書として担当官が手元に残していた物です。それを見せてもらうのは苦労しましたが。情報公開の制度化は要らないとは言わない。しかし、住民運動が行政を追い詰める力関係の中で制度化しないとダメです。つまり、官僚主導で公開される情報はどの役にも立たないことがよく分かります。

<小林> 公式にはこれだけしか出さないというようにコントロールされる、つまり、本質的な情報は現れないような操作がされるということですか？

<深井> 熊本県も新潟県も私文書が重要な意味を持ちました。熊本の場合は新潟に比べると官僚の力量が弱かったと思いますが、何でもかん

でも残っていた。そのあり場所とそれにたどり着くルートさえ見つければ、全部見ることが出来た訳です。信じられないような重要書類が全部残っていた。

なぜこの資料が残されたのかと考えると、僕の推測ですが、熊本の場合は、このまま闇に葬らせる訳にいかないという担当官たちの無念の思いが、そうさせたのだと思います。自分たちが調査をやったり対策を提起したのに、握りつぶされ、データの公表の時、差し替えられるのを見て「こんないい加減な行政ではダメだ」と思って資料を作り、調査結果をまとめ、将来に備えてきたと思います。その気持ちがあったので僕にも協力してくれたと思います。

僕が動き始めた頃は、行政責任の追及を誰も考えていなかった。企業責任の追及が終わっていなかったからです。それで僕は今がチャンスだと思って、行政責任に関する資料を集め始めた訳です。行政責任追及が共通の関心になっていたら、あの資料は闇に葬り去られていたかも知れません。

(3) 学術研究は犠牲者を生み出す？

<小林> 社会問題化するような深刻な問題をそれぞれの自治体で抱える場合が、これからもあると思います。表向きに出せる程度の情報公開は出来ると思います。それが公表されると企業、行政が批判を受けなければならない情報が公開されないと、正確な判断が出来ない場合もあると思います。また個人が情報を公開した時、身分が守られるかどうかという問題もある。運動側が処分を出させないようなシステムを作る必要があるのかどうか。

<深井> 公務員は守秘義務を負わされているので重い処分になります。でも、僕に資料の所在

を教えたり、コピーを出した担当官がいた訳です。衛生部の資料は、A3判のキャビネットの引き出しの4段分あった。「何でもどうぞ」とは言いませんでしたが、僕も慎重にやりました。彼は最後は全部出しました。彼は腹をくくったのだと思います。だから彼を守らないといけない。どうやって守れるかを考えて、NHKを引きずり込んだのです。NHKのテレビに出る機会があり、そこで、「面白い資料があるから、私の家へ見に来ていいですよ」と言うと、NHKのディレクター2人が来て丸1日かけて見ていったのです。そこで、「これと同じものが熊本県庁にある。僕の資料を使うと面倒だし、僕も責任を問われるから、ここではこんな資料があることを確認するに止めてほしい。そこで、NHKの方から知事に『公表してもらいたい』と申し入れてくれ」と。

コピーを持っている訳だから拒否できなくて、最終的に知事がOKを出しました。それで僕に資料を提供してくれた人も無事だった訳です。ケースバイケースだと思います。どうしたら守秘義務の責任を回避出来るか。

昭和電工の資料も内部資料を手に入れていますが、どうしたらその資料を提供してくれた人を守れるか考える間もなく、その人は退職寸前に本社の職制から支社の職制に降格になり、定年を迎えた。退職金はガタンと減っていますよね。僕も相手を騙した訳ではないが、謝りに行きました。働いている労働者の協力を得ないといけない。その人の身分保障の問題が付きまとう。怖い仕事をしていると思います。

<小林> 微妙な部分ですね。

<深井> 化学工業各社が一般に社史を編纂する際に、化学経済研究所に外注するのですが、そこへ出すのは二級以下の資料だけです。昭和電

工の場合は、社史を外注しないで社内で作っていたんです。そのことが分かったので、「全部資料は残っているんですか。社史のこの記述が分からないので原資料を見せてもらえませんか」と尋ねた。原資料は神奈川県の中倉の倉庫の中にダンボールで合計100余箱あった。

その点検・複写作業をやるのに10年くらいかかるかなと思ったのですが、知人がたまたま昭和電工の役員をやっていたので会いにいきました。「水俣病もやります」と正直に言うと「学術目的だったら出来るだけご協力しましょう」と彼が言ったんです。廊下に出たら、監視役の職制が「今まで失礼しました。これをお使い下さい」と倉庫の鍵を貸してくれたんですよ。

それで鍵を取り上げられたらお終いだと思って、僕は4ヶ月間、ぶっ通しで横浜に泊り込んで調べた。鍵を返しにいったら、かの役員が青ざめて「全部見たそうですね、コピーを取ったんですね」という。僕は「ありがとうございました」といって退散しました。その後その職制の人の処分が出たんです。僕には手が打てなかったです。

<リム> 役員さんの方は？

<深井> 彼は今も昭和電工の関連企業に勤めています。私は彼が辞めるまでは資料を使いません。職制の場合は、何の悪気もなく僕に鍵を渡して、それが左遷の原因になってしまった。そういうことがあるんですよね。すごく怖い。

<小林> 行政マンは3年の単位で異動したり定年で辞めていく。その時の担当者が変わっていく中で、責任が曖昧にされていきますが、先生のお考えは？

<深井> 幸いにして熊本県水産課職員の大多数は技官でした。自然科学系の出身です。衛生部

もそうです。そういう人たちだったから終生、水産課や衛生部の仕事をやっていた。水産試験場に移ったり、衛生部で保健所に移ったりすることはあっても、部・課を越えて職場は変わらなかった。事務官でも僕の知っていた人たちは在任期間が長かったです。国との折衝、被害者の折衝があるから簡単に動かせないし、その場にいた方がいいという判断を人事当局がしたんじゃないでしょうか。どの職場にも生き字引みたいな人がいて、水産・衛生の部門は専門性を必要とする人がいた。

その点に関して付言すれば環境庁や自治体の環境局が出来てから環境行政は駄目になったように思います。水産行政や衛生部の保健所が外野で力を合わせ、内野を攻める時の方が環境行政はまともだった。環境庁が出来たら「外野の人は退いて下さい」となる。出世コースとして日が当たってくると、環境行政は墮落した。「江川さん、墮落しないで下さいよ」と言いたいけれど。公害基本法が出来て一斉に環境部局が整備される以降よりも、前の方が良かったのではないかと思います。偏見に基づいて言いますけどね。

<小林> 状況がまだその程度だったということがあるがゆえに、見えなかったことがあると思いますが、議会が果たすべき役割は大きいと思います。熊本県議会、近隣の府県のところがどうだったか。大学の果たすべき役割、当時は学生運動で運動が盛り上がった時期でしたが、九州での水俣問題での展開が盛り上がったのかどうか。

<深井> 議会の問題は、さっきお答えした以上のものはないので推測の域を出ないのですが、学生運動は水俣病に無関心だったのではないのでしょうか。九州学連、熊本県学連があったと思

いますが、熊本県学連の所属組織には熊大と県立熊本女子大しかなかったと思います。登場しないです。地方の学生運動組織が地元の問題に取り組んだケースは少ないですね。新潟もないです。新潟県も新潟大学だけで学生運動はほとんど動いていません。

<小林> 当時、スモン・水俣病問題に学生が運動に関わっていたという人がいましたので、頑張った連中がいるのかなと思いました。

<深井> それがあればどこかにつかめたと思いますが。別の例を出しますが敗戦直後に福井地震が起きている。あの時は占領時代で全国的にも報道管制がされていた。その時に北陸学連が動いていた。確か、宮本憲一さんが委員長だったのではないのでしょうか。紅陵大（現・拓殖大学）を始め、学生が東京からも出かけていましたし、学生運動が地方で地元の問題に取り組んだ希少な例です。なぜ熊本や新潟の学生が動かなかったか、言われるまで考えてもみませんでした。なるほどね。

(4) 環境行政は進歩したか？

<リム> 江川さんからお願いします。環境行政について反論もあれば。

<江川> その点に関しては反論もありますが、体制が整備されたから墮落が始まるということは、ある意味では言えると思います。1970年、公害国会で公害関係の法律は整備されました。我々の自治体でも、1971年に環境庁が発足した時、公害対策室になっている。専門の室が出来た。すでに1962年から、公害の担当者が3名いました。衛生方面で配置されていて、これは厚生省より早かったと思います。厚生省で公害課が設置されたのは1964年だと思います。

そういう公害対策基本法がどれだけ効果があ

ったかは疑問があると思いますが、法関係が整備されたことによって、工場排水の立ち入り調査などが出来るようになったことでは、リスクを回避するための体制が整い、河川排水も良くなったと思います。

ただ、だからといって重大な問題が起こらない保障はない。今はダイオキシンとか環境ホルモン、ピコグラム単位の長期微量複合汚染が問題になっていますし、片方では地球温暖化で、二酸化炭素が年間60億トンというギガトン（10億トン）の単位で出ている。1自治体で対応しにくい問題がどんどん新たに出てきています。地方行政議機関、議会も含めて、京都市は厚生委員会ですが、省庁の対策の関係機関がリスクマネジメントのためにきちっと対応出来るモデルケースはありうるかと考えておられますか？

<深井>ありうるかどうかと言えばありえないことはないでしょう。積極的にありうるとは思いませんけれどね。水俣病は熊本で表面化して、9年後に新潟で出る訳ですが、新潟での自治体内部の対応はモデル的に評価出来る面もあったと思うんですが、国の対応をきちんとさせていくという点では力を発揮していない。ただね、熊本県の対応、政府の対応を見ていく時に、こうすべきだという議論はいくらでも出来るけれど、それをしなかった、出来なかった時代背景をつかんでおかないとリアリティを欠くと思うんです。

熊本県については、日本の重化学工業化政策の舞台から外された。その中で焦りがあって、何とか県独自で工業化をなし遂げていこう、優遇されている他の県に取り残されないで、追い付いていこうという焦りがあった。国全体で言えば、水俣病が表面化する時期は、全国に重化

学工業化政策を張りめぐらせている時期です。この時期に、たかが熊本県の、日本で言えば端っここの僻地で、チッソという、戦前は一流企業だったかも知れないが戦後は二流の化学企業が起こした問題、しかも被害者は漁民じゃないか、という考えが国にはあったのではないのでしょうか。

同じ時期に、本州製紙KKが江戸川で起こした問題は、被害者が漁民だけれども、発生源が一流企業で、東京湾で起こしました。着々と手が打たれて水質二法が出来た訳です。どれほど効果を持ったかは別として、対応の違いははっきり出ています。

政府は熊本を見殺しにしたことは事実です。熊本県が保存している資料に、東京への陳情の中に、政府や自民党の連中にどう対応されたか克明な記録があります。「補償問題をまもりに扱うと全国的な前例になる。金銭補償で被害者を救済する方法は取れない」と当時の坂田道太厚相（熊本選出）がはっきり言っていて、明らかに熊本水俣病のケースは目をつぶるしかないとして政府は考えたのです。時期的には不運な時期だったという言い方をしているか分からないですが、対策を取らせることが極めて難しい時期だったと言えるでしょう。今後は、モデルケースは出来ていくと思います。水俣病に関しては、新潟のケースが部分的にはモデルケースかも知れません。

新潟も、昭和電工が責任逃れをしようとした。新潟県内には同種のプラントを持った企業がいくつもあったんです。大日本セルロイド（現・ダイセル化学工業）とか信越化学とか日本瓦斯化学（現・三菱瓦斯化学）とか。昭和電工は「他の工場を調べてみる」という逃げ方をして、他の工場はカンカンになって怒り、国が

らきた通達書類を新潟県に出した企業さえあります。そういうことで僕らの手に入った資料もあるんです。

<小林> やぶへびだったと。

<深井> 昭和電工はそうだったと思いますね。僕は、こういう議論をするためにも、今回の裁判、国家賠償責任を追及する裁判で和解で決着したことは残念です。和解にすべきではなかったと思います。結局、行政責任は何ら明らかにされずに終わり、原告1人当たりわずか280万円が配られて幕を引いたわけです。和解決着に反対しているのは少数ですが、僕は断固反対です。

あの時、初めに原告として登場した人たちは金が欲しくて動いたんじゃない。少くらい金をもらっても、健康被害の辛さに比べると引き合わないんですよ。舌がダメになって完全に味覚が壊されていると何を食べても味が分からない。旨い刺身を食ってきた漁民が味が分からずに魚を食うほど辛いことはない。いくらもらったら引き合うんですか。引き合わない。原告の人たちはこの恨みを国にぶつけるしかないと言って登場した訳です。

国の責任追及をする裁判、企業責任ではなく、行政責任を追及する裁判をやろうと最初に呼びかけたのは僕ですが、初めに組織した原告団で闘えばいいのに、結局、ある段階で弁護団は多分中央からの指示によって政治闘争に切り換えた。中央からの応援を受け入れて、金が欲しいという人を集め、膨大な数の原告を用意した。1人ひとりの被害状況を調査することは不可能になった訳です。政治的に手を打つしかない。村山さんが総理大臣になったから今のうちだとなだれこんだ。

これほど長い歴史を持っていて、しかも熊本

があつて新潟がある。国の責任を追及する最も分かりやすいケースなのに、和解になだれこんだことによって、公害行政を前進させ、二度と起こさないために行政上の教訓は何だったのか、どういう仕組みを作るべきかということが、闇に葬られてしまったと僕は思っています。

<江川> 白黒がついていない部分ではそういう面があると思いますが、ある面では体制整備が今の段階でされている点では、この種の問題は少なくとも起こらないようになっていると思います。それ以外の我々が対応し切れない問題、環境ホルモンはどうなっていくかという危険性は隠れていると思いますが。水質汚濁防止法、環境影響評価法など、現在の環境基本法を始めとした法整備は、今現在の法体系で、水俣病を全部救えるかどうかは分かりませんが、PRT法という化学物質の移動、管理をキチットする、欧米で出来て日本が後追いをしたのですが、そういう法律も出来ていますから、現行法でのリスク回避、実際に危機が起こった時の危機管理について、現行法の評価はどうでしょうか？

<深井> そうですね。踏み込んで議論するだけの準備は僕にはありません。以前のものであるはずがないとは思っていますが、あの時代でも新潟県の衛生部は出来た。法の問題ではなくて、人の問題という要素は大きいだろうと思っています。だけど水俣病のようなことが二度と起こらないとは思いますが。それほど日本はバカじゃない。そこまでは歯止めは掛かるようになってきたと思います。

<小林> でもね、東南アジア・発展途上国では日本のいろんな企業が進出しています。その国の規制のゆるさに乗って、ずさんな実態をつくらせている。公害問題は深刻な状態になっている。

日本では出来ないが、外国ではやるということもあり得る。

<深井>日本で使えないプラントを持って行って垂れ流ししているでしょうね。

<小林>これからもっと出てくる問題ではないか。国際的な問題として。

<深井>水銀を使う業種で言うと、水俣病を起こした酢酸系アセトアルデヒド。その後、原料は石油に変わり、水銀を触媒に使うことは日本ではしなくなったけれど、外国に出ている。やがて新たな水銀汚染の問題が出てくる危険性は大きいと思います。水銀隔膜法の、苛性ソーダ工程はもっと大きな問題です。

<江川>現場のマンスパワーの部分での体制が整備されて、リスク回避の面では、他の自治体も含めて対応が出来るようになったかなと思います。今後の課題として、公文書公開条例はあまり利き目がなさそうというお話でしたが、一応、条例の趣旨としてはメモも含めて指摘をされれば出さないといけない訳です。もちろん一般市民や研究者もメモの存在があるかどうか分からない。このような欠陥はありますが、公文書公開条例でオープンにする体制は出来ました。

議会についても委員会自体は公開されていないが、テレビモニターで見られる状態になっていて、インフラ的に対応出来るようになればオープンになる。そういう中で市民と事業者と行政が相互にリスクを回避して行って、少なくとも21世紀にキチッと環境保全が保てなければいけないという相互バランス、パートナーシップ型のもので出来てくるかなと思います。公文書公開条例で、第一次資料の入手の可能性は全くないと思われませんか？ 問題が起きた場合に。

<深井>ナマの資料をそのまま残す習慣が公務員にはないんじゃないですか。熊本県ではやりとりを手書きで走り書きしたものも含めて年月日順に整理して、全部穴を開けてこよりで綴じて残した。しかし今はそういう物を残さない。条例が出来たら。

<江川>通常の事務では、それは任意型の資料の残し方だと思います。

<リム>深井先生が入手された資料は、行政資料というより担当者が自分で残した個人資料ということになりますか？

<深井>熊本県の場合は課としての保存文書であって、担当者の個人資料ではない。それはね、多分、担当者の無念の思いがあって、隠蔽は許さないという。きっといつか問題が明らかにされるだろうという思いがあって、ほんとにきれいに残っていました。

<リム>個人の情念とか記録魔とか、担当者のキャラクターもあると思います。今のような情報公開制度では、それは出来なかったと。情報公開になると、公開を前提に仕事をするようになる。となると、一次資料の入手はありえないということになりますか？

<深井>例えば、江川さんが仕事の上で手に入れたものをファイルしているでしょう。人事異動があった時にそれを後任に渡していきますか？ 最小限必要な引継文書として精選してごく一部残して、残りはすべて持ち帰ると思うんですが。

<江川>今後の自分の仕事に役立つようなものは、私文書的なものも持って歩きます。全部家に持ち帰ると、家の中が倉庫になりますから。

<深井>そこで廃棄する？

<江川>公文書で残っているものでケアされていると思いますから、私文書を処分することは

あります。

<深井>新潟の場合は精選された資料が残っていて、それ以外に当時の担当官が持っているノートを手に入れようと苦労しましたが、彼はこれは私文書だと言って当初は見せてくれませんでした。メモ書きで、びっしり3冊の大学ノートに書いてあったんです。

<江川>厳密に言えば私文書でも、今の条例では公文書に当たるケースはありますよ。

<深井>それで公開の対象になってくる可能性はあるかも知れませんが、しかし条例があろうとなかろうと、こういうものを入手する可能性は、研究者と現場の担当者の共同研究が成り立つかどうかにかかっている訳です。告発派の人たちの多くは行政責任追及において県も国も敵にしたのに対して、僕はそういうやり方はしませんでした。水産課にも衛生部にも良心的にこの問題に取り組もうとした人たちがいるはずだと。そういう人たちの気持ちは大事にしたいし、残した資料があるはずだと。

その後もその人たちとも付き合っていますが、論文を公表する場合も、確認のためにグラを送って目を通してもらいました、身分保全への配慮もあるが、中身について納得のいく形で論文を公にしたいと言いました。その人たちはどう思っているかは別にして、僕は共同研究だと思っています。そういう姿勢が研究者にとって大事なことだと思っているのです。基本的にはそれが資料入手の鍵だと思っています。

<リム>1971年、関西若手研究者で水俣病研究会が結成され、深井先生も参加されました。その後、この研究者たちのお付き合いは？

<深井>ほとんどの方が3～4年して水俣病問題研究を終わりにしました。四半世紀もこだわったのは僕だけなんです。不器用なんです。

「いつまでやってんだ。研究者は2～3年のうちにテーマをきれいに片づけて、次のテーマに移っていかないと仕事を広げていくことは出来ない」と、さる偉い先生から言われました。でも僕にとってはまだ水俣病は終わっていない。次は昭和電工史と新潟水俣病の問題をやると思うている。全体の運動からすると遅いと思われるけど、自分で納得できない。不器用な人間なんです。

<辻>いいお話を聞かせていただきました。迫力のあるやりとりで、私なりに学ぶものがあった。深井さんは『地域調査法』の本の中で新潟の水俣病の資料を確保することが書かれていて、調査資料入手の機微をよく知っておられる方だなと思いました。何をどこを押さえていったらいいのか、素晴らしい調査だと改めて感じました。

(5) 住民生活と企業の関係

<リム>次に、後藤さんの方から質問をお願いします。

<後藤>新しいまちづくりの仕事において、行政の中にどれだけ一緒にやってくれる人を作っていくかが大事だと実感しています。今回、水俣病と自分の関係は何かと考えてみました。80～86年、小学校の教師をやっていました。5年生で水俣病を教えます。行政の取り組みの遅さ、企業の責任、被害者の人権の問題を学びます。8章で展開されている行政の責任、行政の取り組みが遅かっただけではなく、社会の中にこういう問題が生まれるシステムがあったのだということを前提にしながら、子どもたちに話が出来たかどうかと思います。

インターネットで調べてみると「もやい直し」という言葉が出ています。千葉大の延藤安弘さ

んが熊本弁の「もやい」というキーワードを紹介されました。コミュニティの作り直しということが重要だと思いました。関西では、水俣病の治療を、部落問題との関係で、阪南中央病院が早くから診療をしていたと思います。

5・6章で行政の責任、6章では熊本と新潟の行政を含めた違いを展開をされていると思います。7章・8章を興味深く読みました。一次資料の話にかかわって、深井氏が足で歩いて、直接行政の人たち、被害者の人たちと文通していく中から具体的に見つけていく。それを踏まえて話を展開されている。8章では公害病の発生を考えていく必要があるのではないかとし、地域との連関性を展開されています。

町を支えている企業と住民との問題を扱う時、難しい問題かあると思います。沖縄と基地の問題、片方で生活が密着しながら住民と企業、町と企業がある訳です。町と企業、住民と企業の問題は日常的に起こる。水俣におけるチッソとの関係の難しさについて。

<深井>水俣の住民感情として、被害が表面化すること、拡大化していくことにフタをしようというものがあったと思います。チッソという会社が上り坂の時はまだ良かったんですが、斜陽化し、会社自身も水俣工場を捨てて大阪堺、千葉五井の新しいコンビナートに用地を買って移ろうとしていた時期です。

水俣工場を使い捨てるためのなりふり構わぬ操業、安全対策を取らずに集中的に被害が爆発する訳ですが、市民の感情としては、水俣病が表沙汰になると、会社の合理化政策、水俣病工場の閉鎖が本格的に進む。だから水俣病の被害にフタをしたい。

そういう意味では全国各地に共通のケースがあり、富山のイタイイタイ病の三井金属鉱山も

地元で鉱石が出なくなっていた。山間地の斜陽工場で公害が起きた時は深刻です。新潟もそうです。昭和電工は新潟を捨てて徳山、さらには大分に出る。

そうなった時の問題の怖さは、住民もなりふり構わず工場にいてほしい。問題を出したくないと考えてしまう。それに加えて漁民は風評被害が出やすい住民です。農民より弱い。ピキニの水爆マグロの例もありましたが、どこで獲れた魚でも消費者は買いたくないという深刻な影響が出てくる訳です。

工場をつぶしてほしくないという思いが、最初の段階での被害をはっきり明確化して、対策を取ることを妨げた大きな要因だと思います。新潟の場合は、幸い患者が集中発生した所が下流の新潟市で、工場のある所は河口から50kmさかのぼった所で、被害者がいない訳ではないが、少なかった。新潟市と工場という対抗関係の中で、新潟県は熊本で起きたような住民感情に足をとられずに対策を打てたということがあると思います。

ただ今になってみると、水俣病があったお陰で水俣工場はつぶされなかった。つぶす訳にいかない。チッソに払う金がなければ、県の債券をどんどん発行し、さらにその債券を買うために国が金を出した。水俣病のお陰で生き延びてきた工場です。

<後藤>皮肉ですね。

<リム>チッソの工場の社員で、例えば、対策に追われつつ矢面に立たされているが、自分の叔父は患者で、妻の父親が県の人だということがありうる訳でしょう。地域住民で。そういうことを聞かれたことはないですか？

<深井>漁民とチッソの社員と、チッソの社員が買うから成り立っている商店街と行政と、き

れいに分けられるけれど、それでも後の方になってくるとチツソも目をつむっていられなくなって、漁民から工員を雇用します。なぜチツソの社員に際立った水俣病患者が出なかったか。魚を食べる量が違うんです。漁民は魚だけでいいんです。焼酎飲んで、主食も副食も大きな丼に盛り上げた刺身や煮魚です。サラリーマンが食べる量と比較にならない。軽い症状はチツソの社員にもあります、長年いれば。先程のような関係は分かりませんね、調べていません。

<リム>この時代は漁民階層が棲み分けをしていた？

<深井>九州の最底辺層は炭坑に行くか沿岸漁民になるかだったのです。農民みたいに土地を持っていなくても、漁船さえ持っていなくても浜辺で魚を獲ればおかずになる。売ること出来る訳です。学校なんて行っていない世代が圧倒的に多かった。

<後藤>新潟に関しては水俣病については、まだ公開できない資料を持っておられると思いますが。

<深井>新潟に関しては、公表しないで持っている資料がたくさんあります。

<後藤>今、公開することによって行政の責任が明らかになるということはないですか？

<深井>昭和電工で手に入れたものを大体は見えています、必要だと思われる部分は当時の弁護団長には渡してあるんです。裁判に関係ありそうなものは。万一、なくなっただけではいけないので。裁判で必要になったら協議しよう。弁護団長から「使わせてほしい」と言ってきたので、ていねいに検討したんですが、使わなければならないというほどでもないから止めておこうと判断して、今のところは公表していません。新潟で裁判闘争も終わりましたし、運動上の必要

性はないと見えています。彼は弁護団長を辞めましたけど。和解批判をやって。追い出されたんです。板東克彦という人ですが、NHKブックスから本を出しました。

<後藤>昭和電工の職制の方への思いもある。揺らぐことはないですか？

<深井>揺らぐことはないですが、その人が生きているうちにきちんと学術研究としてまとめ、お陰様でということはいらないと思っています。新潟水俣病についても学術的にきちんとやりたいと思っています。

(6) 学術研究とは何か？

<リム>それでは、最後に私の方から質問させていただきます。実は、この本を読んでいるとフラストレーションが溜まってきて、だんだん腹が立ってきました。というのも、本書のメインテーマは「水俣病の行政責任」を解明することだと考えているのですが、そして、私はこの点について深井先生が明快に述べられているだろうと期待しつつ読み進めていたのですが、どうも見えてこない。

たしかに、深井先生ご自身も序論の最後の方で「公害の行政責任の概念規定をせず、法的責任と道徳的政治的責任が不分明のまま論じている点を今後の課題にしておきたい」と書かれているのですが、これを読んで、正直言って「それはないだろう！」と思いました。

たとえば環境問題だけに限っても、国と自治体の役割分担、行政と市民と企業の関係構築のあり方等々をめぐる概念や守備範囲のようなものを、どのように考えればいいのかを提示してほしいと思います。行政責任についての深井理論がほしい。もしこれができていれば、今後の環境行政のあり方に大きな影響を与えるかも知

れない。

<深井> 言い訳はしたくないですが、序論でも書いたように、行政責任には二つのジャンルが入ってくる。行政が法律で行うことを義務づけられていたり、権限を与えられているのに、そのことをやらなかった。義務を履行しなかった。それを法的責任と論ずる訳です。それ以外に、法律で義務づけられていない、権限も与えられていないけど、行政が放置したら重大な健康被害や命の危険、環境破壊が生ずることがはっきりしている時、行政が何も手を打たないのを、政治的・道徳的責任と分けています。

その両方が混じっていて、どこまで法的責任であるかは法学者の間でも議論が分かれています。弁護団の間でも議論が分かれています、裁判所でも議論が分かれています。国家賠償責任の裁判は全部で6、7の裁判所がかかわっていますが、全部判例が違ふ。和解にいった所、判決が出た所、まだ出ない所もある。京都地裁は出ましたが、福岡地裁も同高裁も東京地裁もバラバラです。意見が割れている。そこに僕が立ち入って、これぞ正しい説なりというには、そのための法学研究をしなければなりません。

<リム> 法的責任を論じてほしいとは思っていません。法的枠組みなんて、所詮は所与の条件に過ぎません。なぜ行政責任の根拠を法律だけに求めないといけないのですか。それは法学者に任せておけばよくて、むしろ、水俣病問題のような事件が発生する構造的図式と、これに的確に対処し得る行政システムのあり方についてのパラダイムを創ってほしい。それを法律家に委ねる必要など全くないと思うのですが。

<深井> 僕はね、理論家でありたいと思っないんですよ。

<リム> 深井先生は謙遜してそうおっしゃって

いるのでしょうか、それは逃げなんじゃないんですか？ だいたい、深井先生の労作に真摯に学ぼうとしている私たちのような後輩に対して、失礼だとは思いませんか（笑い）。

<深井> そういうところから攻めてこられると困るけど、ただで理論を組み立てることに使うエネルギーがあったら、もっと実証研究をしたいですね。

<リム> 学術研究の最終到達点は「理論化」という形で現われると思っています。そして、それは実証的であってこそ成り立つ。実証的裏付けのない理論などあり得ない。産社に来て驚いたのは、「理論研究と実証研究」なんて言い方を教員も院生も平気でしている。冗談じゃないと思いました。どうも、「理論研究は文献を使うことで、実証研究はフィールドワークをやることだ」というようなニュアンスで皆さんそう言っているようですね。

しかし、実証的データの裏付けのない論文はそもそも学術研究論文として評価されない。そういった実証的データを得るために、文献をひもいたり、フィールドワークをやったりする。研究活動を続けていると、ほとんどの場合、文献資料とフィールドワークの両方が必要となります。

深井先生は自らその模範を示しておられる。文献渉獵がそのままフィールドワークにつながっていますよね。このような気の遠くなるような作業を経て得られた到達点としての、深井先生の理論とは何だったのかを問うているのです。

<深井> いいところを突いてきましたね。僕は、野球で言えば、外野を守っていると思う。内野を守っているはずの政治学者や行政法学者たちは何をやっているのかと思いますよ。だいたい、

公害問題について何も論文を書いていない。黙っている。

僕は弁護士もあまり好きじゃないけど、少なくとも弁護士たちは悪戦苦闘してやっている。法学者でこの問題にかかわっているのは少数の民法学者だけです。住民の被害、損害賠償をやっている。法学は権力の学問ですよ。権力に歯向かうことはやらないのが法学者に共通していて、唯一の例外は民法ではないかと思う。

<リム> ちょっと待って下さい。先ほどの発言と矛盾していますね。先ほどは法学者がやってくれていないからやすやすと首を突っ込んでいく訳にはいかないという趣旨のことを言われましたが。そもそも、深井先生は外野手なのですか？ 内野手かも知れませんか？ 否、外野と内野の両方を縦横無尽に駆け回るオールラウンドプレイヤーかも知れない。

<深井> モントリオールで大リーグの試合を見ていたら、三遊間を抜けたと思うと、レフトが猛烈に突っ込んでくる。

<リム> オリックスのイチローもそうです。先生もそういうことをやってらっしゃるんじゃないんですか。

<深井> 確かに、僕たちはノート1冊手に入れるのに2年も通うようなことをやっている。それに比べて、水俣病に関する限り、「法学者は何をやっているのか！」と思うよ。

<リム> 無理ですよ。フィールドワークのノウハウを持っていないのだから。

<深井> 確かに、他人を当てにしてもしょうがないね。分かった。やるよ！

それにしても、ここまで順調に議論が進んできたのに、最後の最後になってきつい球を投げてきますね。

<後藤> 先生の研究は情報公開があれば出来な

かったらとおっしゃいました。ということは、逆も真で、情報公開があれば、研究は進まない？

<深井> 僕はインターネットを使わないんです。皆が使っているものは使わない。そういうものからオリジナルな研究は生まれない。僕らがやる仕事じゃないだろうと思っています。

<リム> 学術研究論文は他人が書いたものを書き写すようではダメなんです。たとえば、コンサルタントは誰かが開発した新しいシステムが出ると、次に新しいものが開発されるまでずっとそれを使い続けていけばいい。それで業務をしていられる。

ところが、研究者は、いったん新しいものを開発したら、その時点でおしまい。次に進まなくてはならない。同じことを書いても評価されない。そこで、一番頼りになるのが、他人が手にしていない資料やデータです。これで他者と差をつけることが出来る場合があるのですね。

<深井> すさまじい現場だったんですよ、昭電の資料倉庫は。トイレがない。高い所に小さな窓が1つあるだけで風通しはゼロ。離れた所にある社員クラブにしかトイレがない。いつ倉庫の鍵を取り上げられるか知れないと思って、ポリバケツを用意して、ウンコモオシッコもそこで済ませ、夕方になると、引き揚げて横浜元町の安宿に帰っていた。だけど、宿に泊まりに行くのも危なくなって、ダンボールを敷いて、6月～7月はダンボールの上に寝ていました。食事は第一・第二京浜国道の遠距離トラックの運転手たちの溜まりになっている安食堂でした。前のカミさんが「何をしているんだろう」と勘ぐって現場を見に来たくらいです。

<後藤> その時の心境は自宅捜査に入るようなもの、それともコソ泥の心境？

<深井>両方ある。その2月に鍵を入手した時、この数ヶ月が勝負だと思ったから、学部事務室に電話して授業を水曜日1日だけに集中してもらった。火曜日に夜行で大学に帰ってきて、水曜日授業をやる。また夜行で木曜の朝に戻って、火曜日まで。100余箱全部見ました。そして必要部分にフセンを付けてコピーしていく。そういうのを4か月続けたんです。見るに見兼ねて教え子がボロの中古車を見つけてきてくれて、横浜駅の裏のコピー屋に私が資料をピストン輸送し、そこで教え子が必要箇所をコピーしていくそんな作業でした。

チッソが社内の関連資料をすべて東大阪市にある系列運輸会社センコーの営業所構内に設けた資料室に収め、その管理業務に従事している川村和男氏の研究論文としてのみ、『日本室素史への証言』に時折掲載されるのに比べれば、昭電の方が資料公開の契機と経過はいささか唐突だったものの、明快でした。チッソの場合、川村氏の資料室への社外の者のアプローチは何度か試みたが、現状では不可能です。

私に昭電の資料の利用に道を開いてくれた友人は、水銀農薬の及ぼした影響について、横浜国立大学教授・北川徹三のような皮相な見えすいた次元ではない学術的な分析をもしてほしいと、私に要望していました。戦後日本の稲作地帯の土壌と河川に水銀農薬の長期多投が及ぼした影響に関して、とりわけ農学者として軽視す

る訳にはいかないと、私は考えています。それが水俣病の発生原因にどのような関連を持ったにせよ。いまは亡き恩師・古島敏雄氏から関連文献を贈られてもいます。

<リム>本日は深井先生の四半世紀にわたる研究の軌跡を勉強しました。水俣病問題は時代背景としては一昔前に発生した事件です。しかし、深井先生の研究成果は、少なくとも次の3つの視点から、極めて今日的かつ普遍的であると言えるでしょう。

第1に、日本国内において水俣病闘争は終結したにせよ、ダイオキシン問題、薬害エイズ問題、原発問題など、人命にかかわる新たな問題が次々と発生していますし、これらに対する行政責任をどう考えるかも重要な課題です。また、世界的（共時的）にみると、最近のジュリア・ロバーツ主演の映画にもあるように、今現在も地球上のどこかで闘われている問題です。開発途上国では今後も起こり得る問題です。

第2に、環境問題に対する責任主体の考え方、情報公開の在り方、行政・企業・市民の相互連関構造（パートナーシップを含めて）のあり方を示唆しています。そして第3に、ここがわれわれにとっては特に重要なのですが、研究者としての資料収集能力と活用倫理のあり方を示唆しています。

深井先生、本日は本当にありがとうございました。みなさん、お疲れさまでした。